

# 開発・宅造工事に関する写真撮影についての注意事項

## 1.写真撮影の目的

開発工事または宅地造成工事において、完了検査立会い時点では確認することが困難な箇所の形状寸法や工事施工状況等について、工事完了届出書または宅地造成に関する工事の完了検査申請書に工事写真を添付していただき、都市計画法第36条第2項または宅地造成等規制法第13条第1項の規定による完了検査の際の資料とします。

## 2.写真撮影の箇所等

### ①現況写真（工事着手前）

- (I) 全景（敷地の状況や擁壁築造予定箇所等の状況が確認できるもの）
- (II) 公共施設（道路、里道、水路、流末、池等）の状況

### ②施工中の写真

#### (I) 防災工事

工事施工中の土砂流出防止や安全対策のために行う工事（仮設排水路、沈砂池、土留め工等）

#### (II) 擁壁工事（すべての審査対象擁壁の構造躯体ごとに撮影）

（写真提出時は擁壁築造の流れを構造躯体ごとにまとめて綴じてください）

##### (イ) 床堀（寸法明示のこと）

- ・ 支持地盤の土質状況が確認できるもの（全景及び拡大写真）
- ・ 床付け地盤の高さ（前面地盤からの根入れ寸法等を明示）
- ・ 基礎の状況（捨てコンクリート・基礎砕石等の厚み等）
- ・ 地盤改良状況<sup>※1</sup>（改良厚の寸法明示、改良の施工状況、改良材の種類・量、30cm以下ごとの埋め戻し転圧状況等） ※1 地盤改良工（砕石置換を含む）を行う場合

##### (ロ) 練積み造擁壁（寸法明示のこと）

- ・ 基礎の寸法、組積材の控え長さ、前面地盤高(GL)での擁壁躯体の厚み、GLより高さ1m程度ごとの擁壁躯体の厚み、出隅補強、擁壁天端幅・全高さ、透水層の幅（上端・下端、及び擁壁天端からの下がり寸法）、止水コンクリート、水抜き穴、吸出防止材設置状況等

##### (ハ) コンクリート造擁壁（寸法明示のこと）

- ・ 配筋状況の全景、主筋径・ピッチ、かぶり、ハンチ、開口補強、出隅補強筋の径・ピッチ・幅等
- ・ 出来型の各箇所の寸法（全高さ、縦壁の厚み<sup>※2</sup>、底版の幅・厚み、ハンチ、出隅補強<sup>※2</sup>等）、透水層の幅（上端・下端、及び擁壁天端からの下がり寸法）、透水シートの設置状況及び擁壁天端からの下がり寸法、止水コンクリート、水抜き穴、吸出防止材設置状況等 ※2 厚みが一樣でない場合は天端と基部それぞれの写真が必要です。
- ・ 埋め戻し状況（マーカー等で印をつけ、30cm以下ごとに転圧している状況がわかるもの）

##### (ニ) その他（竣工状況など）

#### (III) 排水施設工事

##### (イ) 管渠の敷設状況（寸法明示のこと）

##### (ロ) 柵の敷設状況（寸法明示のこと）

柵については泥溜め 15cm以上確保出来ていることが確認できるもの

##### (ハ) 水路等の構造物（寸法明示のこと）

##### (ニ) その他（マンホール、インバート、竣工状況など）

#### (IV) 整地工事

- (イ) 伐開、伐根、表土の除去
- (ロ) 有孔管・地下埋設工その他の地下構造物（寸法明示のこと）
- (ハ) 15度以上の傾斜地盤上に盛土する場合の地山段切りの施工状況
- (ニ) 法面保護工（竣工状況）
- (ホ) 盛土部の施工状況（定規等を設置し、30cmごとに転圧している状況がわかるもの）
- (ヘ) その他（不良土砂の入れ替え、竣工状況など）

#### (V) 道路工事（都市計画法に基づく開発工事によって新設するものに限る）

- (イ) 路床、路盤の転圧状況
- (ロ) 舗装の状況
- (ハ) 側溝（寸法明示のこと）
- (ニ) その他（幅員、竣工状況など）

#### (VI) その他

- (イ) 深層改良工（柱状改良）、杭打設工（杭間距離・杭径、打設状況、竣工状況等）、待ち受け擁壁（落石防護等）、軟弱地盤対策工
- (ロ) 各種土質試験等（平板載荷試験、RI試験の状況、調査位置の全景等）
- (ハ) その他、市から指示があった工種

#### ③完了後の写真（施工中の重機等が写っているもの、整地が未完了のものは不可）

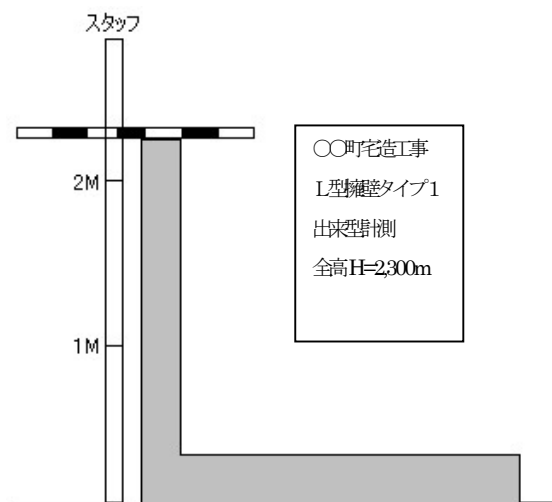
全景（現況写真撮影時と同地点を撮影したもの）

### 3.写真撮影の方法

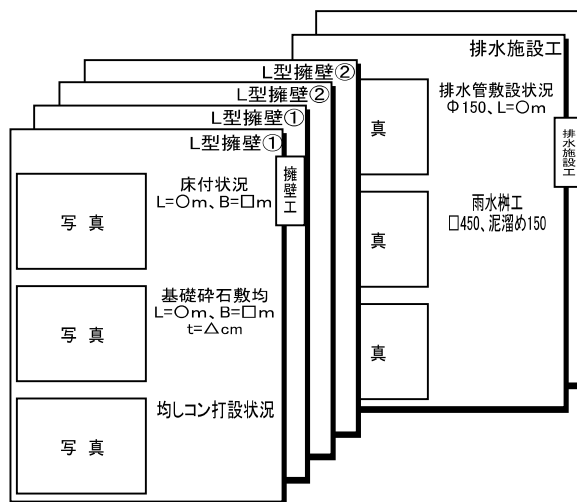
- ・各種構造物・改良厚等の寸法を確認するために撮影する場合は、すべて箱尺（スタッフ）等の測定器具を使用して、寸法が読み取ることができるよう撮影すると共に、その状況がわかるように全景の写真も撮影して下さい。
- ・撮影箇所、撮影年月日、構造物の内容等が確認できる様に、内容を記入した黒板を写し込んで撮影して下さい。（図一1参照）
- ・擁壁については、施工完了後に確認することが特に困難ですので、注意して下さい。上記の箇所以外に工事監理者が必要と判断したものについては随時撮影するようにして下さい。

### 4.完了検査申請書に添付する際の注意事項

それぞれの工程ごとに写真を整理し、その工程の情報を記載して下さい（図一2参照）。中間検査等で別途指示のあった場合、指示内容を記入し、写真を添付して下さい。



図一1.撮影例



図一2.記載例